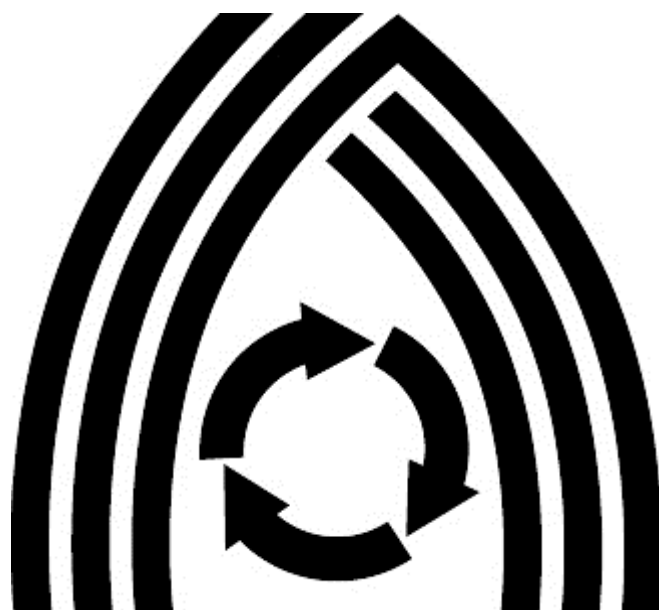


# 第3回厚木愛甲環境施設組合 事業報告会

日 時	令和元年10月26日(土) 午後3時から午後4時30分まで
場 所	厚木市環境センター2階大会議室



厚木愛甲環境施設組合



## 第3回厚木愛甲環境施設組合事業報告会 次第

日 時 令和元年10月26日(土)

午後3時から午後4時30分まで

場 所 厚木市環境センター2階大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 報告内容

- 1 ごみ中間処理施設整備事業の概要について
- 2 事業の進捗状況について
- 3 今後の事業予定について

4. 質疑応答

5. 厚木市環境センター焼却施設の見学

6. 解 散



# 1 ごみ中間処理施設整備事業 の概要について

## 厚木愛甲環境施設組合とは

1

- ◆ 一般廃棄物(ごみ)の共同処理を目的として、組合の構成市町村(厚木市、愛川町及び清川村)により平成16年4月に設置された一部事務組合です。
- ◆ 一部事務組合とは、地方自治法で規定された特別地方公共団体です。
- ◆ 当組合は、構成市町村と連携しながらごみ処理施設の整備を通じて循環型社会の形成に取り組んでいます。

## 実施する事業の範囲

2

### 厚木市・愛川町・清川村の事業範囲

ごみの排出

ごみの減量化・資源化対策は、  
各市町村の施策により実施されます。

収集・運搬

収集・運搬は各市町村が行います。

### 厚木愛甲環境施設組合の事業範囲

中間処理

ごみ焼却施設及び  
粗大ごみ処理施設を整備・運営します。

資源化

中間処理(焼却処理)後の残渣(灰)は、  
民間企業を活用して資源化します。

## 実施区域の位置

3



## 新施設の事業予定地

4

**新ごみ中間処理施設**  
敷地面積：約5.5ha

**【平時】**  
自由に利用いただける  
緑地として整備

**【大規模災害時】**  
ごみ中間処理施設で  
処理しきれない可燃物  
を仮置きする災害廃棄  
物一時保管場所として  
使用します。



## 新施設と現施設の比較

5

項目	新ごみ 中間処理施設	厚木市 環境センター
焼却方式	ストーカ式焼却炉	流動床焼却炉
焼却能力	273トン/日	327トン/日
粗大ごみ 処理量	20トン/日	50トン/日
炉の数	2炉	3炉
煙突の高さ	80m (航空障害灯あり)	59m (航空障害灯なし)
焼却灰	資源化	埋立処分

## 排ガスの基準

6

項 目	法規制値	自主規制値
ば い じ ん	0.04 g/m <sup>3</sup> N 以下	0.005 g/m <sup>3</sup> N 以下
硫 黄 酸 化 物	2427 ppm以下 (※K値=11.5)	10 ppm 以下
塩 化 水 素	430 ppm 以下	10 ppm 以下
窒 素 酸 化 物	250 ppm 以下	20 ppm 以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下	0.01 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下
一 酸 化 炭 素	100 ppm 以下	30 ppm 以下

7

## 2 事業の進捗状況について



## (1) 現在までの経過

8

項目		年 度																
		H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R2	R3	R4	R5	R6	R7					
施設整備基本計画		→																
測量調査			→															
施設基本設計				→														
環境影響評価	実施計画		→															
	現地調査			→														
	予測評価					→												
都市計画手続						→												

## (2) 環境影響評価手続について

9

平成28年度 実施計画書の作成

平成29年度 現地調査の実施

平成30年度 予測評価書案の作成

① 10月26日

環境影響予測評価書案を県知事に提出

② 11月16日～1月4日

環境影響予測評価書案の縦覧(意見書提出 12件)

【意見書の主な内容】

調査結果について、環境影響評価の方法について

公害防止対策について

## (2) 環境影響評価手続について

10

- ③ 12月7日～15日  
住民説明会（合計8回開催 参加者延べ89人）  
【主な質疑、意見】  
工事中の安全対策について、浸水対策について  
事後調査について
  
- ④ 2月5日～2月19日  
意見・見解書の公告・縦覧

## (2) 環境影響評価手続について

11

- ⑤ 3月9日  
県主催の環境影響予測評価書案に係る公聴会(公述人3人)  
【主な意見】  
計画施設稼動後の土壌汚染等に関する環境保全について  
大気汚染について、公害防止計画について
  
- ⑥ 平成30年11月22日、平成31年1月28日、2月21日、3月25日  
令和元年5月15日、6月12日（計6回）  
神奈川県環境影響評価審査会  
(地方自治法及び神奈川県附属機関の設置に関する条例に基づき  
有識者18人で構成。神奈川県知事の諮問機関。)  
【主な質疑、意見】  
事業計画について、騒音の予測式について、生態系への影響に  
ついて

## (2) 環境影響評価手続について

12

令和元年度

① 7月10日

県知事から環境影響予測評価書案に係る審査書の送付

【審査書の主な内容】

事業計画について、土壌汚染について、騒音・低周波音について、植物・動物・生態系について

② 9月24日

環境影響予測評価書を県知事へ提出

10月4日～10月18日 環境影響予測評価書の公告・縦覧

## 環境影響予測評価書案に係る審査の経緯

13

審査経緯等

1 審査会の審議について

環境影響評価審査書を作成するに当たり、平成30年11月22日に、神奈川県環境影響評価審査会へ諮問し、以降6回にわたり審議が行なわれ、令和元年6月27日に答申があった。

答申では、計画施設の建設及び災害廃棄物一時保管場所整備を計画していることについて、計画施設稼働後の環境影響を懸念する意見が地域住民等から出されていることから、より多くの住民の理解が深まるよう、今後丁寧な説明していく必要がある。

また、災害廃棄物一時保管場所を緑地として、整備することによって、区域内の水田環境が失われるため、この環境に依存する生物への影響に対する環境保全の取り組みを検討することが求められることなどについての指摘があった。

## 環境影響予測評価書案に係る審査の経緯

14

### 審査経緯等

#### 2 環境保全上の見地からの意見を有する者からの意見について

環境影響予測評価書案の縦覧期間中に事業者である厚木市に対し、12通の意見書が提出された。

また、平成31年3月9日に厚木市中町において公聴会を開催し、3人の公述人から、計画施設稼動後の土壌汚染等に関する環境保全上の見地からの意見があった。

## 環境影響予測評価書案に係る審査の経緯

15

### 審査経緯等

#### 3 関係市長意見について

関係市長である海老名市長、座間市長及び綾瀬市長に意見を求めたところ、意見なしとの回答があった。

## 環境影響予測評価書案に係る審査の経緯

16

### 審査経緯等

#### 審査結果について

この予測評価書案に対して、環境保全上の見地からの意見を有する者からの意見を考慮するとともに、審査会の答申を踏まえ、県知事が審査した結果は、次のとおりです。

## 県知事からの審査結果

17

### 1 総括事項

本事業では、現施設の老朽化に伴い、事業実施区域の南側エリアに最新の技術を採用した計画施設を建設するとともに、北側エリアには災害廃棄物一時保管場所として、計画施設と一体的に整備することを計画している。しかし、計画施設稼働後の土壌への環境影響を懸念する意見が地域住民等から出されているため、より多くの住民の理解が深まるよう、今後とも丁寧に説明していく必要がある。

また、災害廃棄物一時保管場所は緑地として整備する計画だが、事業実施により区域内のすべての水田環境が失われるため、この環境に依存する生物への影響に対する環境保全の取組を検討することが求められる。

以上のことから、環境影響予測評価書の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。

## 審査結果に対する事業者の対応

18

### 1 総括事項

本事業では、煙突高さや緑地のエリアに関する事業計画策定に当たっては、地元意見を取り入れるために、地元組織と議論や検討を重ねた上で、合意形成を図りました。

今後においても事業報告会等を行い、より多くの住民の理解が深まるよう、丁寧に対応いたします。

計画施設における排ガスの基準は、「大気汚染防止法」等の関係法令等に基づく規制値よりも厳しい自主規制値を設定しており、大気質や土壌への影響は小さいと予測していますが、土壌汚染については住民意見も勘案し、供用開始後に事後調査を行い、公表し、丁寧な説明に努めます。

また、本事業の実施により、実施区域のすべての水田環境が失われるため、実施区域周辺の水田環境に依存する個体群の維持が持続できるように、残された水田環境の長期的保全に努め、土地利用計画に水田環境を取り入れていきます。

## 県知事からの審査結果

19

### 2 個別事項

#### (1) 事業内容

災害廃棄物一時保管場所は、地元自治会等の代表により取りまとめられた提言書の整備方針やコンセプトを踏まえ、緑地として整備する計画だが、災害廃棄物一時保管場所としての機能が損なわれないように配慮して整備する必要があることについて、法令等も用いて分かりやすく説明すること。

## 審査結果に対する事業者の対応

20

### 2 個別事項

#### (1) 事業内容

災害廃棄物一時保管場所は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「災害対策基本法」に基づき策定された構成市町村の災害廃棄物処理計画に位置づけられていることを追加しました。

## 県知事からの審査結果

21

### (2) 土壌汚染

施設の稼働による土壌への環境影響について、住民の関心が特に高いため「土壌汚染」を事後調査項目として選定することとしているが、土壌調査に当たっては、造成工事等で調査地点の状況が変化することを踏まえ、施設の稼働前後に盛土の表層を調査することにより、施設の稼働による影響を適切に評価できるようにすること。

## 審査結果に対する事業者の対応

22

### (2) 土壌汚染

土壌汚染の事後調査に、実施区域内1地点については、施設の稼働前を追加しました。



## 県知事からの審査結果

23

### (3) 騒音・低周波音

騒音等の予測における予測式及び予測条件は、環境への影響を把握する上で重要であることから、指針等を参考とする際には正確に引用するとともに、分かりやすく示すこと。

## 審査結果に対する事業者の対応

24

### (3) 騒音・低周波音

騒音等の予測における予測式及び予測条件について、参考資料を正確に引用し、分かりやすい模式図や詳細な予測条件を追加しました。

## 県知事からの審査結果

25

### (4) 植物・動物・生態系

ア 動物の調査について、神奈川県環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)に示されている調査方法に加え、「任意確認」及び「任意観察」も用いているが、この方法は技術指針に示される調査方法ではないことから、目的や具体的な手法を予測評価書に明記すること。また、こうした調査方法により得られた結果は、技術指針に沿った調査方法による結果と可能な限り区別して記載し、正確かつ分かりやすく示すこと。

## 審査結果に対する事業者の対応

26

### (4) 植物・動物・生態系

ア 哺乳類調査における「任意確認」及び鳥類調査における「任意観察」について、調査目的や調査内容の説明を注釈として追加しました。また、これらの調査方法別の調査結果は、資料編に掲載している旨の注釈を追加しました。

## 県知事からの審査結果

27

### (4) 植物・動物・生態系

イ 重要な動物種に係る予測評価に当たっては、その動物種の確認が実施区域内かその周辺か、どの程度の個体数を確認したのかを示すことが重要であることから、実施区域内及びその周辺区域の環境の改変程度と併せて、それぞれの種に応じて、可能な限り生態や確認状況を丁寧に記載することにより、地域個体群の存続に対する評価を分かりやすく示すこと。

## 審査結果に対する事業者の対応

28

### (4) 植物・動物・生態系

イ 現地調査結果の詳細として、実施区域内外における確認個体数等を資料編に掲載している旨の注釈を追加しました。

また、予測結果には、実施区域内外における確認地点・個体数、確認した採餌や繁殖状況等を追加しました。

## 県知事からの審査結果

29

### (4) 植物・動物・生態系

ウ 事業実施により、区域内のすべての水田環境が失われ、この環境に依存する生物への影響が考えられることから、これらの生物の個体や地域個体群への影響の程度に応じて、実施可能な環境保全の取組を幅広く検討し、影響を回避又は低減できるように努めること。併せて、緑地のエリアについては、生物多様性の観点から、環境教育の場としても活用できるように整備することが望ましいことを踏まえ、多様な生物が生息できる環境の確保に努めること。

## 審査結果に対する事業者の対応

30

### (4) 植物・動物・生態系

ウ 実施区域内の全ての水田環境が失われることによる影響を低減するため、実施区域の北側に残存する水田環境の長期的な保全を目的として、地元水利組合や生産組合と行政が協働で環境を保全するよう努めることを追加しました。緑地のエリアの整備に当たっては、厚木市環境基本計画の環境配慮指針や生物多様性あつぎ戦略に基づき、生物多様性に配慮した水辺環境を土地利用計画に取り入れ水辺の環境に依存する動物種についての生息環境を実施区域内にできる限り確保します。併せて、外来種を採用しない植栽計画とすることで、周辺植生との調和に配慮するとともに、自然に親しみ触れ合うことのできる環境教育・学習の場として活用することを追加しました。

神奈川県知事からの審査結果を踏まえ、環境影響予測評価書案を修正し、**環境影響予測評価書**を神奈川県知事に提出しました。

### (3) 都市計画手続について

平成30年度

- ① 6月19日  
厚木市住みよいまちづくり条例に基づく説明会（参加者32人）
- ② 8月23日  
都市計画法に基づく説明会（参加者27人）

令和元年度

- ① 8月22日  
厚木市都市計画審議会
- ② 10月4日  
都市計画の変更決定告示

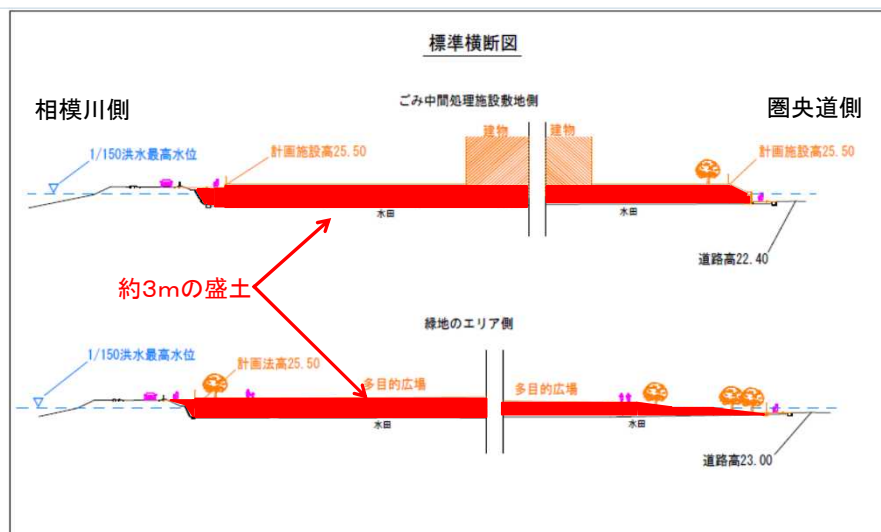
## (4) 土地利用計画について

33



## 標準横断面図

34



## 鳥瞰図（完成イメージ）

35



36

## 3 今後の事業予定について

# 今後の整備スケジュール

37

項 目	年 度									
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
用地取得事務			→							
要求水準書作成 事業者選定		→	→							
施設実施設計 土地造成・施設建設・外周道路拡幅 上下水道整備・緑地のエリア整備工事				→	→	→	→	→		
施設稼働									→	
環境影響評価 事後調査				→	→	→	→	→	→	

38

ご静聴 ありがとうございました。

厚木愛甲環境施設組合



A series of 20 horizontal dashed lines, evenly spaced, spanning the width of the page, intended for writing.

A series of 20 horizontal dashed lines, evenly spaced, spanning the width of the page, intended for writing or drawing.